

地域自主戦略交付金交付要綱（経済産業省）

平成23・03・24財地第2号

平成23年4月1日

（通則）

第1条 地域自主戦略交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づく地域自主戦略交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この交付要綱は、制度要綱の別表に掲げる交付対象事業のうち工業用水道に関する事業について定めており、地域自主戦略交付金の理念に基づき都道府県（以下「地方公共団体」という。）が事業主体となって実施する工業用水道布設事業を支援することにより、地盤沈下の防止と産業基盤整備の促進を図り、もってその地域における工業の健全な発達に寄与ことを目的とする。

（交付の対象）

第3条 経済産業大臣は、都道府県が工業用水道を布設する場合（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により、地方公共団体が選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）が行う同法第6条の特定事業（以下「PFI事業」という。）として実施される場合を含む。）において、その布設が特に必要であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業年度における工業用水道の布設に要する費用（PFI事業にあっては、PFI事業によって布設される工業用水道の取得に要する費用（以下「PFI費用」という。）であって次の各号に掲げるものの合計額の100分の45以内（沖縄における工業用水道に係るものにあつては100分の100以内）の金額を、当該地方公共団体に対し、交付金（以下「事業費交付金」という。）として交付する。ただし、別表1に定める交付基準に該当するものに限る。

- 一 取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きよ、集水埋きよ、井戸、沈砂池、ポンプ等の取水施設の工事に要する費用
- 二 貯水池、貯水そう等の貯水施設の工事に要する費用
- 三 導水管きよ、ポンプ等の導水施設の工事に要する費用
- 四 ちんでん池、凝集池、浄水池等の浄水施設の工事に要する費用
- 五 送水管きよ、ポンプ等の送水施設の工事に要する費用
- 六 配水池、配水そう、配水管、ポンプ等の配水施設の工事に要する費用
- 七 前各号の工事に必要な最小限度の用地の取得又は使用、若しくは補償に要する費用
- 八 第1号から第6号までの工事及び前号の用地の取得に必要な調査に要する費用

九 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第2条第2項に規定するダム使用权の取得に要する費用

十 貯水池、導水管きよ等の施設であって、発電、上水道事業その他の事業と共同の用に供されるものに係る持分権の取得に要する費用

2 経済産業大臣は、前項に定める場合のほか、地方公共団体が工業用水道の水源をあらかじめ確保するため、ダム、せき、河口湖、湖沼水位調節施設、導水施設等（以下「ダム等」という。）の使用又は所有に係る必要な権利（以下「必要な権利」という。）を取得する場合において、その取得が特に必要であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業年度における必要な権利の取得に要する費用であって次の各号に掲げるものの合計額の100分の45以内（沖縄における工業用水道に係るものにあつては、100分の100以内）の金額を、当該地方公共団体に対し、交付金（以下「水源費交付金」という。）として交付する。ただし、別表1に定める交付基準に該当するものに限る。

一 特定多目的ダム法第2条第2項に規定するダム使用权の取得に要する費用

二 取水施設、貯水施設及び導水施設であって、発電、上水道事業その他の事業と共同の用に供されるものに係る持分権の取得に要する費用

三 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第2条第2号に規定する水資源開発施設を利用する権利の取得に要する費用

（申請手続）

第4条 地方公共団体は、事業費交付金の交付の申請をしようとするときは、様式第1による事業費交付金交付申請書に次の各号に掲げる書類（当該申請が既に給水を開始している事業に係るものである場合にあつては、第1号から第9号までに掲げる書類、2事業年度以上にわたって行われる事業であつて、既に前事業年度の事業について事業費交付金の交付を受けたものに係るものである場合にあつては、第1号、第6号、第7号及び第9号に掲げる書類）を添えて、管轄する経済産業局長（当該地域が沖縄総合事務局長の管轄に属する場合には、沖縄総合事務局長。以下「経済産業局長」という。）に提出しなければならない。

一 工業用水道事業法施行規則（昭和33年通商産業省令第118号。以下「施行規則」という。）様式第2による事業計画を記載した書類

二 施行規則様式第3による工事設計を記載した書類

三 施行規則様式第4による給水区域における工業生産現況書

四 施行規則様式第5による給水区域における工業用水使用現況書

五 施行規則様式第6による工業用水道布設年次計画書

六 施行規則様式第7による建設資金調達年次計画書

七 施行規則様式第8による建設資金償還年次計画書

八 事業効果説明書

九 当該年度の歳入歳出予算書

十 水源選定の理由を記載した書類

十一 水源の確保に行政庁の許可を要する場合にあつては、その許可書の写し（許可の申請をしている場合は、その申請書の写し）

十二 水源の水量及び水質を記載した書類

十三 P F I 事業にあつては、P F I 事業によって布設される工業用水道の所有権がP F I 事業者から事業費交付金の交付の申請しようとする地方公共団体へ当該事業年度において移転することを証する書類

十四 P F I 事業であつて、当該P F I 費用を割賦の方法により当該事業年度の翌年度以降の年度において支出するときは、当該支出を行う年度ごとの支出計画を記載した書類

十五 前号の支出計画に基づく翌年度以降の年度における支出に係る債務の負担について、議会で議決されたことを証する書類

2 地方公共団体は、水源費交付金の交付の申請をしようとするときは、様式第2による水源費交付金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業局長に提出しなければならない。

一 前項第2号から第12号までに掲げる書類（当該申請が2事業年度以上にわたって行われる事業であつて、既に全事業年度の事業について水源費交付金の交付を受けたものに係るものである場合にあつては、前項第2号、第3号及び第6号に掲げる書類）

二 様式第3による水源費交付金により布設を予定している工業用水道（以下、「関連工業用水道」という。）の布設計画、計画給水区域、計画給水量等の事業計画を記載した書類

3 前2項の申請書の提出期限は、会計年度ごとに経済産業大臣が地方公共団体に通知するものとする。

4 地方公共団体は、第1項及び第2項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（決定の通知）

第5条 経済産業大臣は、前条第1項又は前条第2項の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請書の内容を審査し、交付金の交付を決定したときは、前条第1項の交付金にあつては様式第4、前条第2項の交付金にあつては様式第5による交付決定通知書を交付金の交付を申請した地方公共団体に送付する。

2 前条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

3 経済産業大臣は、前条第4項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げの期日等）

第6条 前条第1項の通知を受けた地方公共団体は、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前条第1項の通知を受けた地方公共団体は、前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、様式第6による交付申請取下書を経済産業局長に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第7条 事業費交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ様式第1に準じて作成した申請書を経済産業大臣に提出し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- 一 事業費交付金の交付を受ける事業年度の工業用水道布設事業の経費の配分又は内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとする場合
- 二 給水区域、計画給水量又は水源を変更しようとする場合
- 三 事業費交付金の交付に係る工業用水道布設事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 四 事業費交付金の交付に係る工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合

2 水源費交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ様式第2に準じて作成した申請書を経済産業大臣に提出し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- 一 水源費交付金の交付を受ける事業年度のダム等建設事業の経費の配分又は内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとする場合
- 二 水源費交付金の交付に係るダム等建設事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 三 関連工業用水道の計画給水区域又は計画給水量を変更しようとする場合
- 四 関連工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合
- 五 関連工業用水道の布設計画を廃止しようとする場合

3 第1項第4号又は前項第4号の規定により、地方公共団体が工業用水道の料金変更の承認を受けなければならない場合であって、次の各号のいずれにも該当しない場合には、工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第17条第1項に基づく届出の受理をもって承認があったものとみなす。

- 一 給水区域、給水能力又は水源の変更に伴い料金を変更しようとする場合
- 二 布設した施設の供用開始に伴い料金を変更しようとする場合
- 三 特定多目的ダム法第17条に規定されるダム使用权の設定に伴い料金を変更しようとする場合
- 四 独立行政法人水資源機構法第2条第2号に規定する水資源開発施設の完成に伴い料金を変更する場合
- 五 変更後の料金に変更前の料金の100分の110(前回の料金改定時から3年を経過していないものについては100分の105)を超える場合

4 第1項第1号の規定による経費の配分の軽微な変更とは、各費目相互間における流用であって、当該流用に係る費目ごとの変更額が、交付金の交付の決定(第1項第1号の規定による変更の承認を受けた事業にあつては、当該変更の承認。)の内容となったそれぞれの費目の経費に100分の20(当該流用に係る費目が附帯雑費である場合にあつては100分の10)を乗じて得た額(当該流用に係る費目が附帯雑費以外の費目である場合であつて、当該費目の変更前の経費に100分の20を乗じて得た金額が1,000万円に満たないときは1,000万円)以内であ

るものとする。

5 第1項第1号の規定による事業の内容の軽微な変更とは、交付金の交付の決定（第1項第1号の規定による変更の承認を受けた事業にあっては、当該変更の承認。）の内容となった交付対象事業費の増減並びに工法、構造の重要な部分に関するものの変更及び施工箇所の著しい変更を伴わない変更であって、次の各号に定めるものとする。

一 取水管きよ、集水埋きよ、導水管きよ、送水管きよ及び配水管等についてはそれぞれの施工延長の100分の20以内の変更

二 取水門、取水塔、取水わく、取水ぜき、防潮ぜき、井戸、沈砂池、貯水そう、ちんでん地、凝集池、浄水地、配水池、配水そう、その他の土木構築物、管理棟、ポンプ室、倉庫、車庫、管理公舎、その他の建築物、ポンプ浄水機器その他の電気機械施設等についてはそれぞれの施工量（施工量による計量が困難なものにあっては同一単価で積算した金額）の100分の20以内の変更

三 用地取得又は使用についてはその面積の、補償についてはその金額のそれぞれ100分の20以内の変更

四 調査費については、地形測量、地質調査、土質調査、水質調査、水文調査、設計委託その他の調査を行った場合は、それぞれの施工量（施工量による計量が困難なものにあっては同一単価で積算した金額）の100分の30以内の変更

6 第2項第1号の規定による軽微な変更とは、交付金の交付の決定（第2項第1号の規定による変更の承認を受けた事業については、当該変更の承認）の内容となったダム等の取得に要する費用の額の変更を伴わない変更とする。

7 地方公共団体は、前3項の規定を適用して軽微な変更を行う場合には、適用した条項を明らかにしておくとともに、適用事由を明確にする調書を作成しておくものとする。

（契約の方法）

第8条 事業費交付金の交付を受けた地方公共団体は、事業費交付金の交付の対象である第3条第1項第1号から第6号までに規定する工事の実施に関して契約をなす場合においては、原則として競争入札によらなければならない。競争入札によらなかった場合は、第15条に定める事業実績報告書においてその理由を明らかにしなければならない。

（布設事業が完了しない場合等の報告）

第9条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の場合においては、速やかに経済産業局長に報告してその指示を受けなければならない。

一 交付金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

二 交付金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業に災害を受けた場合

（布設事業の経理）

第10条 事業費交付金の交付を受けた地方公共団体は、工業用水道布設事業の経理を明らかにしておかななければならない。

2 水源費交付金の交付を受けた地方公共団体は、関連工業用水道の布設事業が終了するまでダム等建設事業の経理を明らかにしておかななければならない。

（地方公共団体の予算書及び決算書）

第 1 1 条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金収入及び工業用水道布設事業又はダム等建設事業に要する経費の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(財産の管理及び運営)

第 1 2 条 事業費交付金の交付を受けた地方公共団体は、事業費交付金の交付の対象である第 3 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する工事によって取得した財産については、工業用水道布設事業の完了後においても、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 1 3 条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、経済産業局長の承認を受けず、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）を勘案して、経済産業大臣が別に定める処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

一 土地及び建物

二 取水施設については、取水門、取水せき、防潮せき、取水塔、取水わく、取水管きよ、集水埋きよ、井戸及び沈砂池

三 貯水施設については、貯水池及び貯水そう

四 導水施設については、導水管きよ

五 浄水施設については、ちんでん池、凝集池及び浄水池

六 送水施設については、送水管きよ

七 配水施設については、配水池、配水そう及び配水管

八 第 2 号から第 7 号までのポンプ設備

九 特定多目的ダム法第 1 5 条第 1 項の規定により設定されたダム使用权

十 その他事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円を超える財産

(状況報告書及び事業の遂行等の命令)

第 1 4 条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付を受けた事業年度の事業の第 1、第 2 及び第 3 四半期の進行状況につき、その四半期の経過後 2 0 日以内に様式第 7 による工業用水道布設事業進行状況報告書又は様式第 8 によるダム等負担金支払状況報告書を経済産業局長に提出しなければならない。

2 経済産業局長は、適正化法第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体が交付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

3 経済産業局長は、適正化法第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、地方公共団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

4 経済産業局長は、前 2 項の命令に当たっては、適正化法第 2 4 条の規定に留意するとともに、必要に応じ経済産業大臣に報告を行い指示を求めることができる。

(実績報告)

第15条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業が完了したとき（当該事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、当該事業の完了の日（当該事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して1月を経過した日又は当該事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式第9による工業用水道布設事業実績報告書又は様式第10によるダム等負担金支払実績報告書に様式第11による工業用水道布設事業収支計算書又は様式第12によるダム等負担金収支計算書を添えて経済産業局長に提出しなければならない。ただし、経済産業局長が特に必要があり、かつ、予算の施行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

2 交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合には、当該会計年度に交付金の交付に係る工業用水道布設事業が完了したときを除き、その翌年度の4月30日までに、様式第9による工業用水道布設事業実績報告書又は様式第10によるダム等負担金支払実績報告書を経済産業局長に提出しなければならない。

3 交付金の交付を受けた地方公共団体は、前2項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 PFI事業に係る事業費交付金の交付を受けた地方公共団体は、第1項及び第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類を第1項及び第2項で指定する期日までに経済産業局長に提出しなければならない。

一 PFI事業によって布設される工業用水道の所有権がPFI事業者から事業費交付金の交付を受けた地方公共団体へ移転したことを証する書類

二 当該PFI費用を割賦の方法により当該事業年度の翌年度以降の年度において支出するときは、当該支出を行う年度ごとの支出計画を記載した書類

三 前号の支出計画に基づく翌年度以降の年度における支出に係る債務の負担について、議会で議決されたことを証する書類

5 前項の地方公共団体は、同項第2号の支出計画に基づき事業費交付金の交付を受けた事業年度の翌年度以降の年度において支出を行う場合にあっては、その支出の都度、経済産業局長に速やかに報告しなければならない。

6 第4項の地方公共団体は、同項第2号の支出計画を事業費交付金の交付を受けた事業年度の翌年度以降の年度において変更しようとするときは、あらかじめ経済産業局長に報告しなければならない。

(確定の通知)

第16条 経済産業局長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第7条第1項又は第7条第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、地方公共団体に通知する。

2 経済産業局長は、地方公共団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第17条 交付金は前条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算(概算)払請求書を経済産業局長に提出しなければならない。

(取消し及び返還)

第18条 経済産業大臣は、交付金の交付を受けた地方公共団体が次の各号の一に該当するときは、第5条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 交付金をその交付の対象となっている費用以外の費用に使用したとき

二 第7条から第13条まで並びに第15条第5項及び第6項の規定に違反したとき

三 交付金の交付に際し特に付した条件に違反したとき

四 事業を中止し、若しくは事業を完成する見込みがないとき、又は事業の施行方法が著しく不相当と認められるとき

2 経済産業局長は、前項の取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(水源費交付金の返還)

第19条 水源費交付金の交付を受けた地方公共団体であって、関連工業用水道の布設に際し、その事業規模が別表1の交付基準を満たさなくなったものは、前条に定めるもののほか、経済産業局長の指示するところにより、交付された水源費交付金の全部又は一部を返還しなければならない。

2 前項の地方公共団体は、関連工業用水道施設の設置の工事の開始の日の60日前までに、第4条第1項第1号から第8号まで及び第10号から第13号までに掲げる書類を経済産業局長に提出しなければならない。

3 経済産業局長は、第1項に規定する水源費交付金の全部又は一部の返還を決定したときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第20条 交付金の交付を受けた地方公共団体は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第14により速やかに経済産業局長に報告しなければならない。

2 経済産業局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(経由等)

第21条 地方公共団体は、第7条第1項又は第2項の承認を受けるために必要な書類を別表第3により作成し経済産業大臣に提出するときは、経済産業局長を経由しなければならない。

2 地方公共団体は、この交付要綱の規定に基づき経済産業局長に書類を提出するとき、又は前項

の規定に基づき経済産業局長を経由して経済産業大臣に書類を提出するときは、その写し2通を添付しなければならない。

(交付要綱の定めのない事項の取扱い)

第22条 この交付要綱に定めのない事項の取扱いについては、工業用水道事業費補助金交付要領（昭和32年通商産業省企業局長通達32企局第1788号）、工業用水道事業費補助金交付要領細則（昭和45年通商産業省企業局長通達45企局第1138号）及びこれらの規定により定める諸種の工業用水道布設事業関係基準並びに諸種の作成要領のうち、工業用水道事業費補助金交付規則（昭和32年通商産業省告示第323号）第2条第1項及び第2項の工業用水道事業費補助金に該当するものの例によるものとする。

附 則

(施行期日)

この交付要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表1 交付基準

交 付 基 準	交 付 率
1. 工業用水道を布設する事業であって、計画給水量が一日につき8,000立方メートルを超えるものであること。なお、交付対象事業の規模を確定する際に行う需要予測は別表2に定めるところによるものとする。	100分の45以内(妥当投資計算による。ただし、沖縄における工業用水道に係るものについては100分の100以内。)
2. 前項の工業用水道を改築する事業にあつては、工期が10年以下であり、かつ、交付対象総事業費が20億円以上のものであること。	前項に掲げる交付率に4分の3を乗じて得られる率

別表2 需要予測

1. 需要予測は、社会経済情勢の変化を考慮するとともに、既に立地企業が明らかな場合はその企業からヒアリング等を行っていること。
2. 需要予測に用いる数値は利用可能な最新の数値を使用し、用いた数値等の根拠や算出過程を明確にしていること。
3. 過去に実施した需要予測と実績値がかい離している例がある場合は原因分析を行い、その結果を今回の需要予測に活用していること。
4. 需要予測の実施方法や用いた数値等に関する情報に係る適切な公開ルールを確立していること。
5. 需要予測に関する資料を交付対象事業終了後一定期間保存するための保存ルールを確立していること。

別表3 第7条の規定による承認申請書

該当事項	承認申請に必要な提出書類
第1項第1号	1. 交付要綱様式第1に準じて作成し、かつ、変更前と変更後における経費の配分又は事業の内容が容易に対比できるように記載した申請書及びその添付書類(記載内容に変更がない書類については、省略することができるものとする) 2. 変更の内容を明らかにした理由書
第1項第2号	施行規則第4条の規定に準じて作成した承認申請書及びその添付書類
第1項第3号	施行規則様式第12に準じて作成した申請書を提出することとし、当該申請書には交付要綱様式第9及び第11に準ずる様式により事業の実績を明らかにした書面を添付
第1項第4号	施行規則第10条の規定に準じて作成した申請書及びその添付書類
第2項第1号	1. 交付要綱様式第2に準じて作成し、かつ、変更前と変更後における経費の配分又は事業の内容が容易に対比できるように記載した申請書及びその添付書類(記載内容に変更がない書類については、省略することができるものとする) 2. 変更の内容を明らかにした理由書
第2項第2号	施行規則様式第12に準じて作成した申請書を提出することとし、当該申請書には、交付要綱様式第10及び第12に準ずる様式により事業の実績を明らかにした書面を添付
第2項第3号	施行規則第4条の規定に準じて作成した承認申請書及びその添付書類
第2項第4号	施行規則第10条の規定に準じて作成した申請書及びその添付書類
第2項第5号	任意の様式により作成した申請書及び関連工業用水道の布設計画を廃止しようとする内容を明らかにした理由書



2 工業用水道布設事業の経費の配分等

1 本年度交付を受けようとする交付金の額		円	
2 本年度交付を受けようとする交付事業の経費の配分			
費 目	事 業 費 (円)	交 付 率 (%)	交 付 額 (円)
計			
取 水 工 事 費			
貯 水 工 事 費			
導 水 工 事 費			
浄 水 工 事 費			
送 水 工 事 費			
配 水 工 事 費			
用地費及び補償費			
調 査 費			
附 帯 雑 費			
そ の 他			

備考

- 1 本年度事業計画には、工種別内訳書、用地費及び補償費内訳書、調査費内訳書、附帯雑費内訳書及び設計図面を添付すること。（当該事業が2年以上にわたる場合にあっては、全体の事業の計画書を添付すること。）
- 2 PFI事業に係る交付金の交付の申請をしようとする場合にあっては、PFI費用及びPFI費用の算定の根拠となる数量等を（ ）を付記し内数として下段に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2 [第4条]

平成 年度地域自主戦略交付金（水源費交付金）交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

水源費交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

1 ダム等の名称								
2 ダム等の施工主体								
3 関連 工業 用水 道	名称	計画給 水区域	計画給水量	取 水 河川名	取水予 定地点	取水量	予 定 料 金	
			立方 メートル/日			立方 メートル/日	円	
4 本年度事業計画								
費 目	種 別	細 別	形状寸法	数 量	単 位	金 額	施行場所	施行期間 (四半期別)

2 本年度交付を受けようとする交付金の額 円

3 経費の配分

費 目	事 業 費(円)	工業用水道に係る 負担金の額(円)	交付率 (%)	交付金の額(円)
取水施設費				
貯水施設費				
導水施設費				
附帯雑費				
その他				
合 計				

- 備考 1 この交付申請書には、ダム等事業費内訳書、ダム等事業費負担内訳書、附帯雑費内訳書、ダム等関連工事計画説明書、及び設計図面を添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3 [第4条]

関連工業用水道事業計画書

名 称				
計画給水区域				
計 画 給 水 量	立方 メートル/日	立方 メートル/日	立方 メートル/日	立方 メートル/日
予 定 工 期				
工業用水道施設 の位置、規模及 び構造				

- 備考1 一般概要図（5万分の1地形図程度のもの）を添付すること。  
2 事業の変更の場合は、その変更に係るもののみ記載すること。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。